

会長声明

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の一部改正案に対する会長声明

本年11月22日、東京都知事は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例案」（以下「本件条例案」という）を発表した。本件条例案は、11月30日から開かれる都議会定例会に提出され審議される予定であるが、都議会定例会の直前に明らかにされたものであり、十分な審議が尽くされない虞がある。

当会は、本年2月に都議会に提出された都健全育成条例の改正案に対し、本年5月12日付意見書（以下「意見書」という）をもって問題点を指摘し、改正に反対の立場を明らかにした。もとより、子どもの性的搾取・虐待が起きている現状や、子どもが有害情報に晒される状況は放置できないものである。しかし、安易に公権力の規制を認めれば、表現の自由や家庭教育の自由、子どもの成長発達権を侵害しかねない。本件条例案も、以下のとおり、これらの虞を払拭するものではない。

そもそも、子どもたちを救済するためには、子どもの権利保障や最善の利益保障の理念を前提とし、子どもの性的搾取・虐待などを、子どもの権利侵害と認識することから始めなければならない。しかし、本件条例案は、都健全育成条例を改正するものに過ぎず、このような理念に立脚するものではない。いま必要なのは、子どもが権利の主体であることを基盤にした条例の制定である。

次に、本件条例案の条文をみると、不健全図書類等の規制に関して、事業者の自主規制に関する第7条第2号の「不当に賛美し又は誇張するように」や、不健全図書類等の指定に関する第8条第1項第2号の「著しく社会規範に反する性交又は性交類似行為を、著しく不当に賛美し又は誇張するように」などの表現は不明確であるうえ、漫画やアニメーションには「誇張」が避けられないから、表現の自由を侵害する虞がある。また、第18条の6の3第1項は、不明確な要件で保護者の保護監督及び教育の義務を定め、同条第3項は、都

知事が保護者等に対し必要な指導・助言をすることができるとし、同条第4項は、都知事が保護者に対し説明・資料の提出を求めることができるとするなど、家庭教育の自由を侵害する虞もある。

また、インターネットの規制に関しても、第18条の8第1項で保護者のインターネット利用を的確に管理する義務、同2項で青少年がインターネットを利用するに当たっての遵守事項を定める等の保護者の義務を定めるが、これらも家庭教育の自由に介入するものである。ことに、第18条の7の2は、保護者がフィルタリングサービスを利用しないときは、その正当理由を記載した書面を事業者に提出する義務を保護者に課し、同書面を保存していない事業者に対して知事が勧告権限を持ち、同勧告に従わない事業者を知事が公表する権限まで持つことになる。さらに、同条第7項は、知事部局の職員が事業所に立ち入り、調査を行い、又は「関係者」に質問し、若しくは資料の提出を求めることができるとしており、この「関係者」に保護者がふくまれる可能性もある。これらの条項は、事実上、フィルタリングサービス利用契約の締結を保護者に強制するものであり、家庭教育の自由を侵害するものである。そればかりか、青少年インターネット環境整備法第17条を逸脱し、条例で保護者に法律を超える義務を押しつけるものであって、条例制定権の限界を超える疑いがある。

以上のとおり、本件条例案は、当会が意見書で求めた子どもの権利条例の制定の提言に沿うものでない上に、その内容において意見書が指摘した要件のあいまい性・不明確性が残っている。

よって、当会は、本件条例案には反対であり、都議会定例会において、慎重かつ十分な審議が行われることを求める。

2010（平成22）年11月25日
東京弁護士会会長 若旅一夫

司法修習給費制の存続に関する法改正の成立にあたっての会長声明

本年11月26日、今後1年間、暫定的に司法修習費用の貸与制を停止し、給与の支給を行うとする「裁判所法の一部を改正する法律」が成立した。

本年11月1日に貸与制がいったん施行されたが、これを改めて停止した法改正の理由について、「昨今の法曹志望者が置かれている厳しい経済状況にかんがみ、それらの者が経済的理由から法曹になることを断念することがないよう、法曹養成制度に対する財政支援の在り方について見直しを行う」との趣旨説明がなされている。これは、当会が「司法修習生の給費制の継続を求める意見書」（2009年12月8日）で求めてきた趣旨にも合致し、単なる貸与制の施行延期ではなく、制度の在り方全体の見直しに向けた大きな前進として理解している。

今回の法改正に至るまで、きわめて困難な状況にもかかわらず粘り強く取り組み続けて下さった各政党・国会議員の方々には、心より感謝申し上げます。また、請願署名、院内集会、議員要請、市民集会、街頭行動、バレードなど様々な活動とともに闘って下さった市民団体、消費者団体や労働団体による「司法修習生の給与の支給継続を求める市民連絡会」の

市民の皆さん、「ビギナーズ・ネット」の法科大学院生や修了生、若手弁護士の皆さんとは、大きな成果を得た喜びをとくに分かち合いたい。

改正法の付帯決議が掲げているように、今後1年間は「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」が課題である。当会は、法曹養成制度全体の在り方について再検討し、法曹志望者の減少という危機的事態を解決するため、全力を尽くす所存である。

全国で約68万筆（当会で8万筆）の給費制の存続を求める請願署名が寄せられた事実は、市民、とりわけ社会的弱者の立場を理解できる法曹の輩出への市民の強い期待のあらわれである。弁護士は社会的使命を一層自覚し、市民の期待に応えなければならない。当会は、今回の法改正運動を通じて得られた成果をふまえ、改めて市民の理解と支持を得て給費制を含むあるべき法曹養成の在り方の検討に、取り組む決意である。

2010（平成22）年12月1日
東京弁護士会会長 若旅一夫